

ケーブルテレビにおける デジアナ変換の暫定的導入の要請について

平成22年3月
総務省情報流通行政局
地域放送推進室

ケーブルテレビにおけるデジアナ変換の暫定的導入について

ケーブルテレビのヘッドエンドにおいて地上デジタルテレビ放送をアナログ方式に変換して再送信する「デジアナ変換」は、デジタル化対応の検討が進まない共聴施設のデジタル化に関する住民等の合意形成を加速化させるとともに、

- ・ 使用可能なアナログ受信機を地上アナログ放送終了後も継続して使用したいという視聴者要望への対応
- ・ 2台目、3台目を含むアナログ受信機の買い換えに要する視聴者負担の平準化
- ・ アナログ受信機の廃棄・リサイクルの平準化

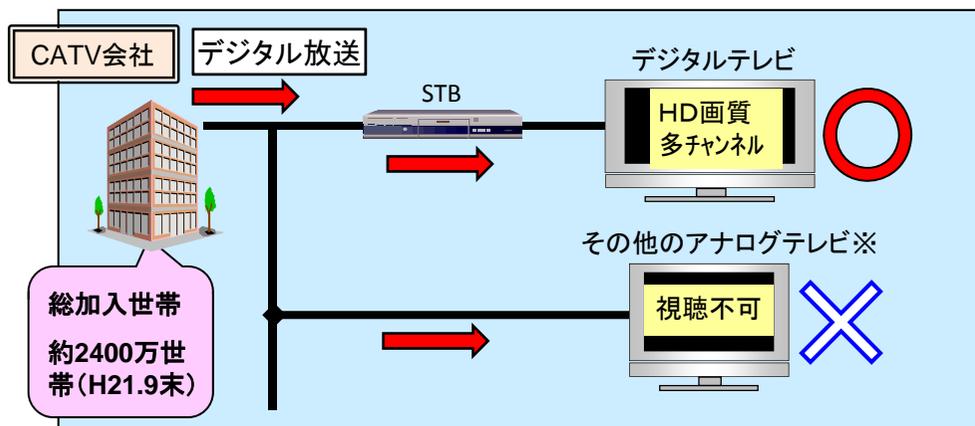
等に寄与することが期待。

このため、平成27年3月末までの暫定的措置としてデジアナ変換の導入を促進することとし、本年2月19日、国がケーブルテレビ事業者に対し導入を要請。

一方、ケーブルテレビ事業者にとって、①ケーブルテレビの帯域を大幅に占有するため、多チャンネル化やハイビジョン化への障害となること、②導入費用の回収が困難であること等から、平成22年度政府予算案に、共聴施設の巻き取りを行う場合のデジアナ変換の導入についての支援措置が盛り込まれているところ。

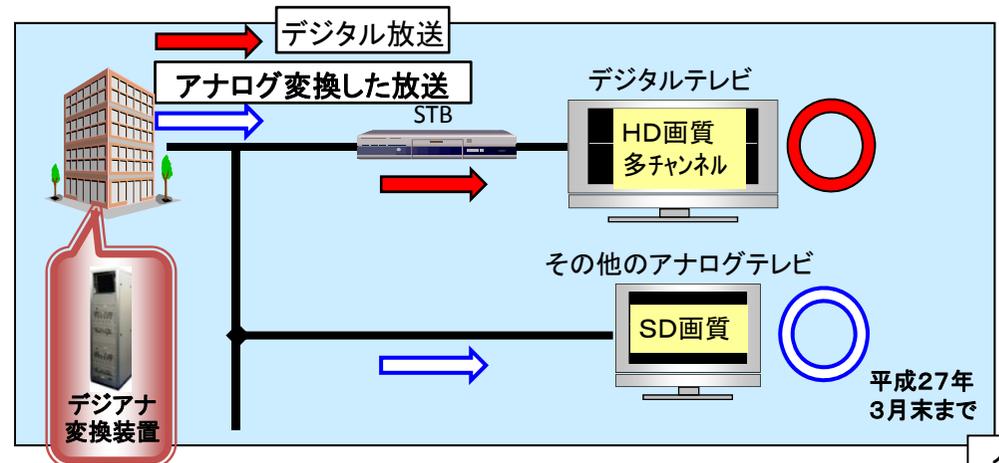
地上アナログ放送停波後

ケーブルを経由して各加入者にデジタル放送のみが再送信されるため、STBを接続したテレビ以外のアナログテレビは視聴不可



デジアナ変換の暫定的導入

暫定的措置としてケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送をアナログ放送に変換して再送信することにより、アナログテレビでも一定期間視聴可能



デジアナ変換の暫定的導入に関する要請の概要

1 要請先

ケーブルテレビ事業者（有線テレビジョン放送事業者、電気通信役務利用放送事業者）

2 要請日

平成22年2月19日（金）

3 要請内容

(1) デジアナ変換の暫定的な導入

地上デジタル放送への移行や地上アナログ放送終了のための環境を整備する観点から、デジアナ変換の暫定的導入について検討すること。

- ① 実施期間は、平成23年（2011年）7月24日までのできるだけ早い時期から、平成27年（2015年）3月末までとすること。
- ② 導入にあたっては、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等について合わせて配慮すること。
- ③ また、現行のアナログ放送と同一のチャンネルによるデジアナ変換の信号の送信を実施できない場合には、視聴者へのチャンネル設定変更のサポートについても十分に配慮すること。

(2) デジアナ変換を導入しない場合の対応

業務区域内の視聴者のデジタル対応が既に相当程度進展していたり、混信障害のおそれがある等の理由により、デジアナ変換を導入しない場合においては、例えば、必要に応じて視聴者が利用しやすい条件で簡易チューナーを提供するなど、地上アナログ放送終了後の視聴環境を確保するための措置を講じるよう検討すること。

(3) デジアナ変換の導入等に関する対応方針の調査

デジアナ変換の導入計画の有無やその内容、導入しない場合の対応策等についての調査に協力すること。

デジアナ変換の導入による円滑な受信環境整備の推進

共聴施設の巻き取りに際してデジアナ変換の導入が必要なケーブルテレビ事業者について、ヘッドエンド施設に対するデジアナ変換の導入に要する費用の一部について国が補助。

1. 補助スキーム

(1) デジアナ変換導入

- ① 事業主体 : デジアナ変換の導入を前提として巻取りを行う有線テレビジョン放送事業者(営利法人、第三セクター、市町村、公益法人等)
- ② 補助対象 : デジアナ変換装置、中継線、光送受信機 (設置・調整のための工事費を含む)
- ③ 補助率 : 2/3

(2) 混信障害調査費

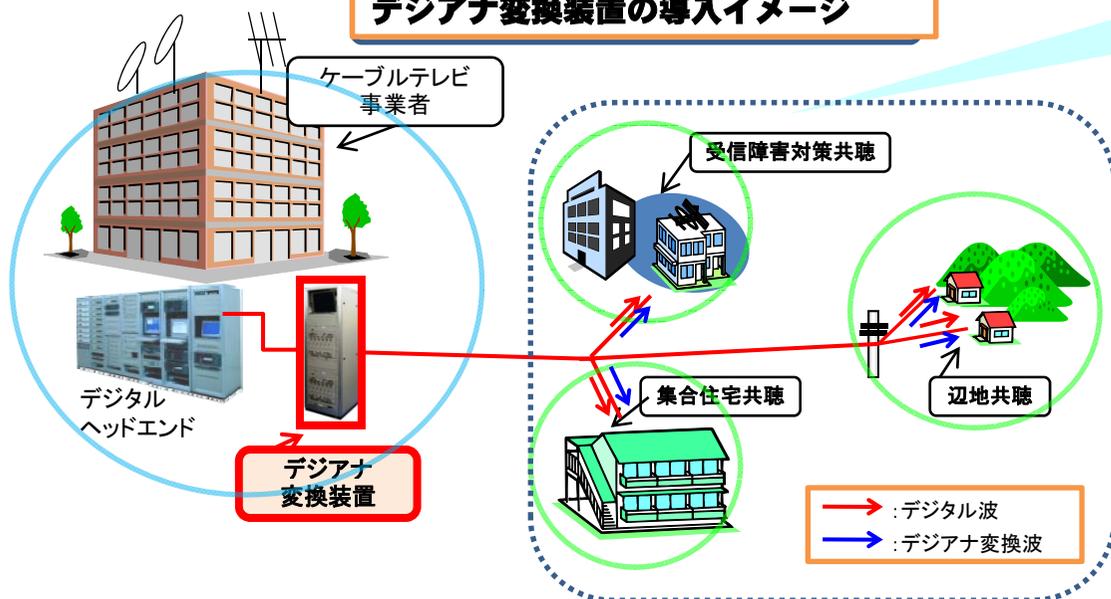
- ① 事業主体 : 民間法人等
- ② 補助率 : 10/10

2. 平成22年度所要額 18.8億円

共聴施設では、加入者の過半数の賛成での組合としての合意形成が必要

→自らの意志決定だけでは受信環境を整備できない

デジアナ変換装置の導入イメージ



施設管理者から要望を受けたケーブルテレビ事業者による「デジアナ変換」の導入を支援

共聴施設では、多くの世帯がデジタルテレビを保有していないため、合意形成が難航

ケーブルテレビ事業者の「デジアナ変換」の実施により、アナログテレビの買い換えの出来ない世帯等の賛同を得ることで合意形成を促進

共聴施設のデジタル放送視聴環境の整備を加速